

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化スポーツ部文教課幼稚園・専修学校担当
内線番号	4518

No.	項目	内容
①	処分名	学校法人の寄附行為の認可
②	法令名	私立学校法
③	法令番号	昭和24年法律第270号
④	根拠条項	第30条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(申請)</p> <p>第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。</p> <p>(1) 目的</p> <p>(2) 名称</p> <p>(3) その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類(私立高等学校(私立中等教育学校の後期課程を含む。))に広域の通信制の課程(学校教育法第五十四条第三項(同法第七十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する広域の通信制の課程をいう。)を置く場合には、その旨を含む。</p> <p>(4) 事務所の所在地</p> <p>(5) 役員の定数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定</p> <p>(6) 理事会に関する規定</p> <p>(7) 評議員会及び評議員に関する規定</p> <p>(8) 資産及び会計に関する規定</p> <p>(9) 収益を目的とする事業を行う場合には、その事業の種類その他その事業に関する規定</p> <p>(10) 解散に関する規定</p> <p>(11) 寄附行為の変更に関する規定</p> <p>(12) 公告の方法</p>
⑦	審査基準	・京都府学校法人の寄附行為の認可等に関する審査基準(平成18年4月1日)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府私立学校審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)8か月以内
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	文教課 幼稚園・専修学校担当(075-414-4518)
⑬	備考	